

# I 計画の概要

## 1 計画の策定趣旨・目的

誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び犯罪をすることがないように、社会全体で再犯防止に向けた取組を行う必要があります。

犯罪をした人等の課題は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっており、再犯防止を推進するためには、刑事司法機関や警察のみならず、県、市町村、民間団体等、そして県民の皆様の御理解・御協力を得ながら地域社会が一丸となって取り組む必要があることから、その取組指針として令和4年1月に「千葉県再犯防止推進計画」（以下「第一次計画」といいます。）を策定しました。

県ではこれまで、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」といいます。）の趣旨を踏まえ、第一次計画に基づき関係機関・団体と連携し、再犯防止に向けた取組を推進してきました。

第一次計画が令和8年3月末で期間満了となることから、第一次計画に基づく取組の結果や、国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月）を勘案した上で、再犯防止に向けた取組を更に強化・充実し、誰もが暮らしやすい千葉県づくりを推進するため、「第二次千葉県再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」といいます。）を策定します。

## 2 計画の基本理念

平成28年12月に公布・施行された再犯防止推進法の基本理念のもと、犯罪や非行をした人たちも様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」として理解し、その人が社会で孤立することなく県民の協力を得て地域で支えられながら円滑に社会復帰することを通じて、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図ります。

また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした人等がその責任を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること、並びに自ら社会復帰のための努力をしていくことが重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で犯罪をした人等を地域社会の一員として迎え、支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進します。

## 3 計画の位置づけ及び対象者

第二次計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画と位置づけます。

また、本計画の対象者は、同法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑

務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所をいいます。)に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。

## 4 第二次計画策定に当たっての基本的な方向性

第一次計画では、本県独自の取組である、犯罪をした人等の「社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」(『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』)を計画の柱として位置づけ、矯正施設から出所・出院後に福祉的な支援等を要する人に対し、釈放前に中核地域生活支援センター等の福祉の相談支援機関が矯正施設内等で面談を行い、本人の状態やニーズを把握し、釈放後ただちに生活支援につなげていくことができる相談支援(出口支援)を実施してきました。

これに加え、個別課題の解決に向けた重点課題として、①県・市町村、国、民間団体の連携強化、②社会における居場所の確保、③保健医療・福祉サービスの利用の促進、④非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施、⑤犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施、⑥民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進の6項目を掲げ、刑事司法関係機関のみならず、県、市町村、民間団体等が連携し、就労・住居の確保をはじめ様々な支援に取り組んできました。

第一次計画の推進に当たっては、学識経験者や刑事司法関係機関、民間団体、行政機関等を構成団体とする「千葉県再犯防止推進連絡協議会」を設置し、取組状況の把握を行うとともに、再犯防止の推進に関する情報交換や再犯防止施策に係る協議等を通じて、関係者間の連携体制を構築してきました。

同協議会において第一次計画における取組の状況を振り返る中で、今後力を入れて取り組む必要がある施策として、「住居の確保」、「性犯罪や窃盗の再犯防止に向けた対応」、「矯正施設入所前、あるいは入所に至らない人に対する支援(入口支援)」、「再犯防止に当たって効果的な連携協議が図られる仕組みづくり」、「市町村による再犯防止の取組の推進」などがあげられました。

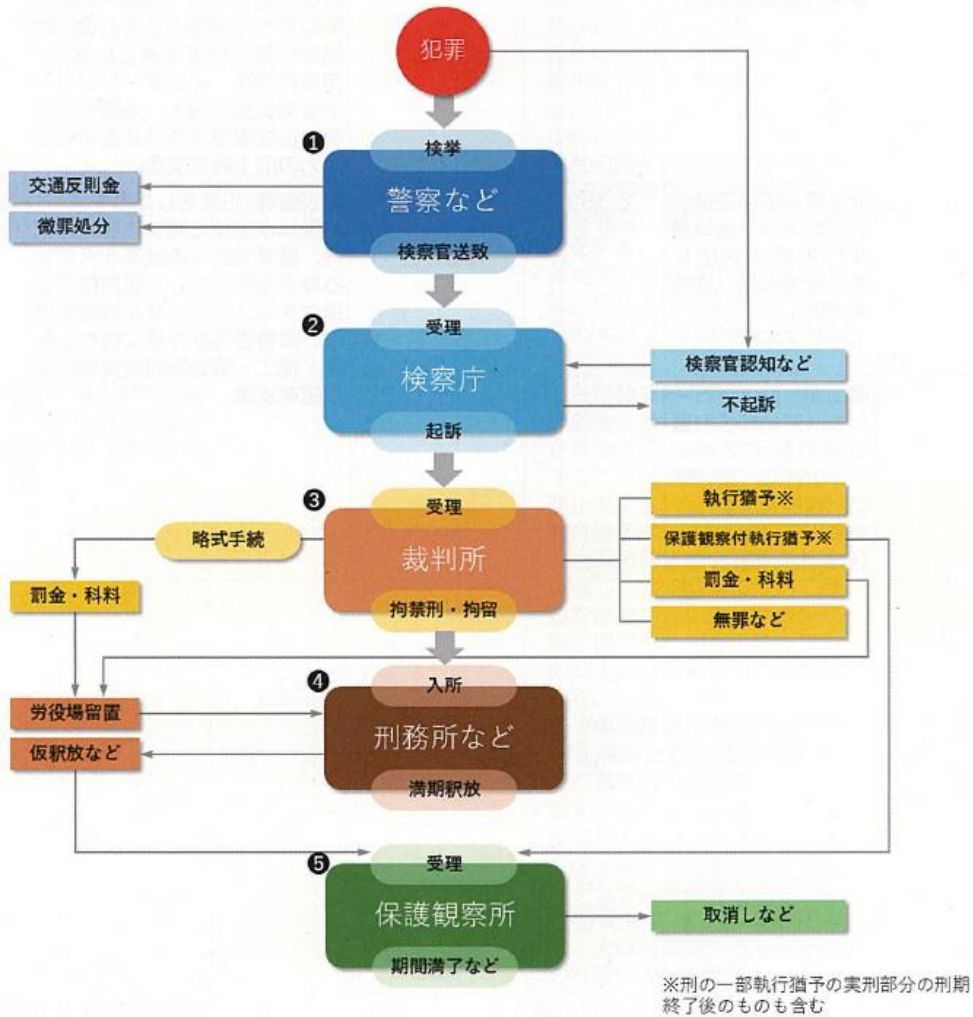
そこで、第二次計画では、第一次計画で掲げた重点課題(施策)に引き続き取り組むとともに、第一次計画を振り返る中で明らかとなった、今後力を入れて取り組むべき施策を踏まえ、関係機関・団体の連携を一層強化し、犯罪をした人個々の特性に応じた適切かつ効果的な支援を提供することにより、再犯防止推進について県民の皆様のより一層の御理解が得られるよう取り組んでいきます。

## 5 計画の期間

令和8年度から令和12年度の5年間とします。

《参考》（出典：令和7年版再犯防止推進白書）

## 1 成人による刑事事件の流れ



### ① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。

### ② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

### ③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、拘禁刑、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の拘禁刑などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、更にはその猶予の期間中、保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

#### ④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。拘禁刑、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

#### ⑤ 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も、猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

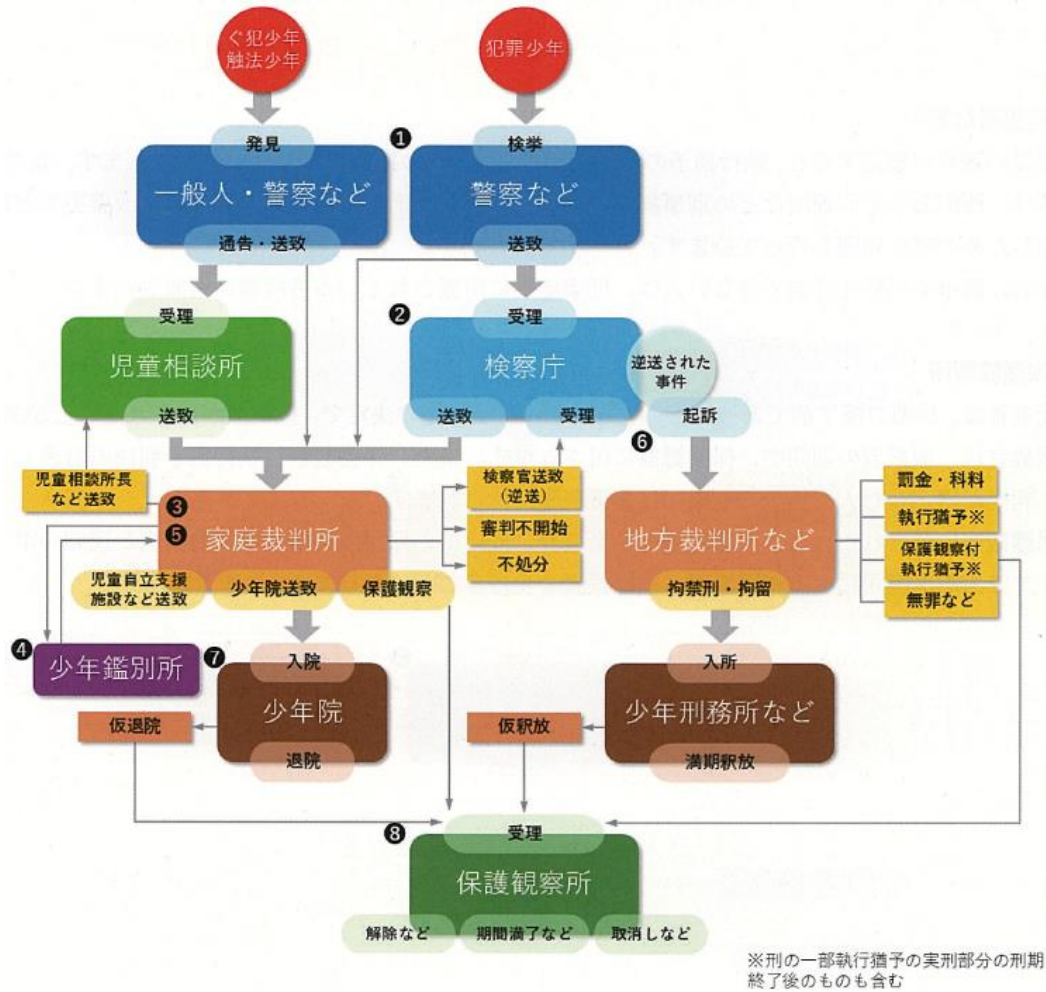
#### 「起訴猶予（不起訴）、全部（一部）執行猶予」とは

「不起訴処分」とは、検察官が、犯人を裁判にかけないと判断した場合の処分です。「不起訴処分」には、犯罪を立証する証拠が不十分な場合の「嫌疑不十分」、証拠が十分でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、情状（犯行の動機、犯人の反省等、処分を決める上で参考となる事実）等を考慮して起訴を必要としないと判断した場合の「起訴猶予」、犯人が精神上的障害により是非善悪を判断できない等のため、責任能力が認められない場合の「心神喪失」等があります。

「刑の全部執行猶予」とは、有罪判決に基づく刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に再度罪を犯さないで、無事経過したときは、刑罰権を消滅させる制度です。刑法第 25 条に定められています。

「刑の一部執行猶予」とは、前に拘禁刑以上の刑に処されたことがない等の一定の要件を満たしている人が、3 年以下の拘禁刑の言渡しを受けた場合において、刑期の一部を実刑とするとともに、1 年以上 5 年以下の期間、その残りの刑期を猶予することにより、社会内において更生を図り、再犯防止・社会復帰を促すことを目的とした制度です。刑法第 27 条の 2 に定められています。

## 2 非行少年に関する手続の流れ



### ① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として事件を検察官に送致します。

### ② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

### ③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行い、必要に応じて、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行うなどします。

### ④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

## ⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記の③・④の調査・鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

## ⑥ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑又は拘禁刑に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、犯行時に16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件のほか、犯行時に18歳以上の少年（特定少年）が犯した死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる罪の事件及び犯行時に18歳以上の少年（特定少年）が犯した選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件については、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

## ⑦ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。また、刑事裁判の結果、実刑となり、16歳に満たないことにより少年院において刑の執行を受けることとなった者を収容する第4種少年院、特定少年を対象として適用される2年の保護観察に付されているもので、遵守事項を遵守しなかったなどの事情が認められ、少年院に収容する旨の決定を受けた者が収容される第5種少年院があります。

## ⑧ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。